

薬王堂西那須野三区町店 那須塩原市指導事項等に対する回答

【那須塩原市】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	企画政策課 企画政策係 担当:印南 TEL:0287-62-7106	・指導事項等なし。	—
2	ネイチャーポジティブ課 自然共生係 担当:山口 TEL:0287-74-2602	<種の保存法> 事業区域内に希少動植物種は確認されておりませんが、事業者によって希少種が確認できた場合は、保護に配慮してください。	<種の保存法> 事業区域内に事業者により希少動植物種の確認ができた場合は、保護に配慮いたします。
3	ネイチャーポジティブ課 環境企画係 担当:栗野 TEL:0287-62-7141	<騒音規制法、振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例> ・店舗の建設工事に伴い条例に基づく特定建設作業を実施する場合は、作業を開始する日の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。 ・条例に基づく特定施設を設置する場合は、設置工事を開始する日の30日前までに特定施設設置届出書を提出してください。 ・自動車走行騒音、荷捌き作業に伴う騒音等について、周辺的生活環境を損なうことのないよう十分な配慮に努めてください。	<騒音規制法、振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例> ・店舗の建設工事に伴い条例に基づく特定建設作業を実施する場合は、作業を開始する日の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出いたします。 ・条例に基づく特定施設を設置する場合は、設置工事を開始する日の30日前までに特定施設設置届出書を提出いたします。 ・自動車走行騒音、荷捌き作業に伴う騒音等について、周辺的生活環境を損なうことのないよう十分な配慮に努めます。
4	サーキュラーエコノミー課 産業廃棄物係 担当:相馬 TEL:0287-62-7144	<廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則> ・店舗から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物に該当する種類と産業廃棄物に該当する種類に分かれます。混在することのないよう保管施設において区分し、それぞれ許可のある処理業者に委託してください。 ・資源化可能な廃棄物の分別を行い、廃棄物の排出減量に努めてください。	<廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則> ・店舗から排出される事業系一般廃棄物に該当する種類と産業廃棄物に該当する種類が、混在することのないよう保管施設において区分し、それぞれ許可のある処理業者に委託いたします。 ・資源化可能な廃棄物の分別を行い、廃棄物の排出減量に努めます。

5	都市計画課 都市計画係 担当:菊池 TEL:0287-62-7159	<p><那須塩原市屋外広告物条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告を掲出する場合、設置前に市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要です（田園調和型沿線地域に該当）。広告物の種類により設置基準を定めており広告物が掲出できない場合がありますので、素案ができ次第、速やかに協議を行ってください。 <p><那須塩原市景観条例></p> <p>建築面積が1,000㎡又は高さが13mを超える建築物を建築する場合、工事に着手する30日前までに那須塩原市景観条例に基づく届出が必要です（市街地ゾーンに該当）。また、各種工作物について対象規模を超えるものは届出が必要です。</p> <p><那須塩原市立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域外に店舗面積1,000㎡以上の商業施設を建築する場合、工事に着手する30日前までに那須塩原市立地適正化計画に基づく届出が必要です。 <p><都市計画法第53条></p> <p>都市計画道路予定地に建築物を計画する場合、事前に許可申請が必要です。また、敷地のみが抵触する場合でも協議が必要です。</p>	<p><那須塩原市屋外広告物条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告を掲出する場合、設置前に市屋外広告物条例に基づく許可申請をいたします。広告物は素案ができ次第、速やかに協議を行います。 <p><那須塩原市景観条例></p> <p>建築面積が1,000㎡又は高さが13mを超える建築物を建築する場合、工事に着手する30日前までに那須塩原市景観条例に基づき届出をいたします。また、各種工作物について対象規模を超えるものについては届出いたします。</p> <p><那須塩原市立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域外に店舗面積1,000㎡以上の商業施設を建築する場合、工事に着手する30日前までに那須塩原市立地適正化計画に基づき届出いたします。 <p><都市計画法第53条></p> <p>都市計画道路予定地に建築物を計画する場合は、事前に許可申請いたします。また、敷地のみが抵触する場合でも協議いたします。</p>
---	---	---	---

6	都市計画課 開発指導係 担当:室井 TEL:0287-62-7048	<都市計画法第29条> 4月15日付けで開発行為事前協議書が提出されています。今後の指導事項調書についてご対応ください。	<都市計画法第29条> 今後の指導事項調書について対応いたします。
7	保安全管理課 TEL:0287-62-7164	・指導事項等無し。	-
8	建築指導課 指導係 担当:柏木 TEL:0287-62-7169	<建築基準法> ・建築基準法第6条に基づく建築確認申請が必要です。 ・建築基準法第35条に掲げる建築物に該当する場合、建築基準法施行令第128条による敷地内通路を明示してください。 ・建築物の用途に応じ「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく届出が必要になる場合がありますので、事前相談をしてください。 ・「栃木県建築基準条例」の適用について確認してください。 ・建築物の用途に応じ、建築基準法第12条に基づく建築物の定期調査報告及び定期検査報告対象となる場合があります。 ・床面積が80m ² 以上の建築物を解体する場合、敷地の造成工事の費用が500万円以上の場合又は新築若しくは増築する建築物の床面積が500m ² 以上の場合、工事着工7日前までに「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」第10条に基づく届出が必要です。	<建築基準法> ・建築基準法第6条に基づき建築確認申請いたします。 ・建築基準法第35条に掲げる建築物に該当する場合、建築基準法施行令第128条による敷地内通路を明示いたします。 ・建築物の用途に応じ「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく届出が必要になる場合は、事前相談いたします。 ・「栃木県建築基準条例」の適用について確認いたします。 ・建築物の用途に応じ、建築基準法第12条に基づく建築物の定期調査報告及び定期検査報告対象となる場合は対応いたします。 ・床面積が80m ² 以上の建築物を解体する場合、敷地の造成工事の費用が500万円以上の場合又は新築若しくは増築する建築物の床面積が500m ² 以上の場合、工事着工7日前までに「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」第10条に基づき届出いたします。

9	管理課 給排水係 担当:今野 TEL:0287-37-5213	・指導事項等無し	—
10	整備課 管路整備係 担当:秋山 TEL:0287-37-5921	・指導事項等無し（公共下水道全体計画区域外のため）	—
11	学校教育課 学校指導係 TEL:0287-37-5349	・指導事項等無し	—
12	生涯学習課 TEL:0287-37-5925	< 栃木県青少年健全育成条例 > 栃木県青少年健全育成条例の規定に基づき、青少年の非行防止や健全育成に努められたい。	< 栃木県青少年健全育成条例 > 栃木県青少年健全育成条例の規定に基づき、青少年の非行防止や健全育成に努めます。
13	商工振興課 工業係 担当:小仁所 TEL:0287-62-7130	< 砂利採取法 > 掘削工事において砂利を産出する場合には、砂利採取法に基づく手続きが必要になる場合がありますので、協議してください。	< 砂利採取法 > 掘削工事において砂利を産出する場合には、砂利採取法に基づく手続きが必要になる場合がありますので、協議いたします。

薬王堂西那須野三区町店 栃木県指導事項等に対する回答

【栃木県】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	総合政策課 担当：伊藤 TEL:028-623- 2267 FAX:028-623- 3924	意見なし	—
2	県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623- 3076 FAX:028-623- 2121	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30 cm×15 cm）を行ってください。	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
3	環境保全課 担当：溝口・前田 TEL:028-623- 3188 FAX:028-623- 3138	・ 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・ 3000 m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2277）と協議してください。	・ — ・ 3,000m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になることを確認しました。所管する県北環境森林事務所環境対策課と協議いたします。
4	資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623- 3107 FAX:028-623- 3113	○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、可能な限り対応いたします。

5	交通政策課 担当：齋藤 TEL:028-623- 2409 FAX:028-623- 2399	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口1（搬入車両兼用）について左折入出庫となる誘導対策をお願いします。 ・ 一般国道4号の道路事業に影響する恐れがありますので、宇都宮国道事務所と協議をお願いします。 ・ 新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口1（搬入車両兼用）について左折入出庫となる誘導対策をいたします。 ・ 一般国道4号の道路事業に影響する恐れがありますので、宇都宮国道事務所と協議いたします。 ・ 新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
6	道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623- 2414 FAX:028-623- 2417	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
7	道路保全課 担当：木村 TEL:028-623- 2429 FAX:028-623- 2431	指摘事項無し	—
8	上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623- 2507	汚水排水計画及び雨水排水計画については、那須塩原市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、那須塩原市担当課と協議いたします。

<p>9</p>	<p>都市政策課 担当：室井 TEL:028-623- 2801 FAX:028-623- 2595</p>	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・那須塩原市景観計画に定める行為の届出の要否について、那須塩原市都市計画課と協議して下さい。 ・屋外広告物を設置する場合には、那須塩原市屋外広告物条例に基づく許可申請について、那須塩原市都市計画課と協議してください（栃木県屋外広告物条例は適用されません）。 <p>（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</p> <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法における開発許可等の要否について、那須塩原市都市計画課と協議してください。 <p>（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7048）</p> <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、那須塩原市都市計画課と協議してください。 <p>（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は都市計画道路3・3・8号鳥ヶ森線が事業認可されていますので、都市計画法第65条に基づく土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設等について那須塩原市都市計画課と協議してください。 <p>（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、那須塩原市都市計画課と協議してください。 <p>（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 <p>（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</p> <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 <p>（協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）</p>	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・那須塩原市景観計画に定める行為の届出の要否について、那須塩原市都市計画課と協議いたします。 ・屋外広告物を設置する場合には、那須塩原市屋外広告物条例に基づく許可申請について、那須塩原市都市計画課と協議いたします（栃木県屋外広告物条例は適用されないこと承知いたしました）。 <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法における開発許可等の要否について、那須塩原市都市計画課と協議いたします。 <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出し、那須塩原市都市計画課と協議いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は都市計画道路3・3・8号鳥ヶ森線が事業認可されているのを確認いたしました。都市計画法第65条に基づく土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設等について那須塩原市都市計画課と協議いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、那須塩原市都市計画課と協議いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めます。 <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。
----------	--	--	--

10	都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623- 2464 FAX:028-623- 2477	意見なし	—
11	建築指導課 担当：豊田・小林 TEL:028-623- 2863	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、那須塩原市建設部建築指導課（TEL：0287-62-7169）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、那須塩原市建設部建築指導課と協議いたします。
12	警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623- 3808 FAX:028-623- 3808	令和8年4月8日、事前協議終了。 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
13	経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	指導事項等なし	—